

健康保険被保険者証廃止に伴う配置技術者の雇用確認方法の変更について

令和8年 2 月

本宮市財務部財政課

建設工事等における入札時、契約時の提出書類として求めていた配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する書類としてこれまで「健康保険被保険者証の写し」の添付を求めておりました。令和7年12月2日以降、従来の健康保険被保険者証が使用できなくなることから、雇用関係を確認する書類を以下の通りとします。

なお、厚生労働省より令和8年3月末までは暫定的な取り扱いとして健康保険被保険者証の使用を認めることとされたことから、令和8年3月末までは従来通り健康保険被保険者証の写しの提出も可とします。

1. 監理技術者資格者証の写し(表・裏)

- チェックポイント：
- ・氏名が被雇用者(技術者)と一致しているか
 - ・入札の申込日から3カ月以上前に交付されているか
 - ・所属建設業者名が記載されているか

2. 住民税特別徴収税額通知書の写し

(毎年5月頃に市区町村から事業者あて通知される)

- チェックポイント：
- ・最新の年度のものか
 - ・被雇用者(技術者)の記載があるか
 - ・不要な個人情報がマスキングされているか
 - ・雇用者名が申請者と一致しているか

3. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

(新たに資格取得を行った際に日本年金機構から事業者あて通知される)

- チェックポイント：
- ・宛名が雇用者(申請者)と一致しているか
 - ・被保険者氏名が被雇用者(技術者)と一致しているか
 - ・最新のものか(毎年9月に定時決定あり)

4. 雇用証明書(参考様式あり) の写し

- チェックポイント: ・配置予定技術者の氏名、生年月日、雇用開始日の記載があるか
- ・所属会社の住所、商号又は名称、代表者名、押印、証明年月日の記載があるか

(参考様式)

雇用証明書

令和 年 月 日

本宮市長 様

住所

商号又は名称

代表者名 印

下記配置予定者は、雇用年月日から現在まで、当社において恒常的に直接雇用する者(被雇用者の給与は事業者からの直接支払いであり、被雇用者の勤務時間及び日数が事業者が就業規則に定める所定労働時間及び日数の4分の3以上である)であることを証明します。

また、本証明書に虚偽の記載があった場合はいかなる処分についても異議申し立てをしないことを誓約します。

記

1. 氏名 ()
2. 生年月日 ()
3. 雇用開始日 ()

【記入上の注意】

- ①上記の内容と同様の内容の記載があれば任意の様式で作成しても構いません。
- ②押印が必要ですが提出は写しも可能です。